

（仮称）守山市民運動公園屋内温水プール整備設計等業務
公募型プロポーザル実施要領

1 整備の方針について

新たに整備する屋内温水プールは、市民の心身の健全な発達やスポーツの振興に寄与する施設として、世代を超えた健康づくりや仲間づくりの拠点とするとともに、深刻な老朽化が進む学校プール施設を集約し、子どもたちの安全・安心な授業環境の実現を図る施設、既存施設や景観と調和し、公園のにぎわいや魅力を向上させる施設として整備することを目指す。

2 プロポーザル方式の種別および採用理由について

（仮称）市民運動公園屋内温水プールの整備については、市民の健康増進だけではなく学校教育における水泳授業にも使用するため、小中学校授業の安全・安心かつ円滑な実施、プライバシーへの配慮、児童・生徒の入れ替えや部活動利用、および一般利用時の移動の円滑化が必要であることや、市民運動公園内の施設として既存施設や景観と調和を図り、生徒・児童の移動の効率性や利便性等を考慮しながら、運動公園利用者の安全性に十分配慮した計画が必要である。

これらのことから、当該業務の実施にあたっては、柔軟な発想や高い技術力はもとより、安全・安心かつ効率的な授業環境の実現、市民運動公園との調和のための方策、設計手法に係る技術提案を求め、最も適切な設計者を選定するため公募型プロポーザル方式を採用する。

3 業務概要

（1）業務名

（仮称）守山市民運動公園屋内温水プール整備設計等業務

（2）業務内容

屋内温水プールの基本設計および実施設計等。

詳細は「守山市建築設計業務共通仕様書」および「特記仕様書」を参照すること。

（3）業務年度区分

令和7年度 基本設計

令和8年度 実施設計

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで

基本設計業務 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

実施設計業務 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

4 見積上限額

金 96,800,000 円（消費税および地方消費税額を含む）以下を想定している。

5 支払方法

「3 業務概要 (3)業務年度区分」の業務年度区分完了時に検査を行い、年度毎に一括支払い。支払年度区分額は本市積算による。

6 実施方式

公募型プロポーザル方式

7 スケジュール

公募開始	令和 7 年 5 月 14 日（水）	
質問締め切り	5 月 21 日（水）	午後 4 時 45 分まで
質問回答	5 月 23 日（金）	
参加申込書提出期限	5 月 28 日（水）	午後 4 時 45 分まで
参加資格通知発送	5 月 30 日（金）	
企画提案書提出期限	7 月 30 日（水）	午後 4 時 45 分まで
プレゼンテーション実施	8 月 7 日（木）	
審査結果通知発送	8 月 14 日（木）	
仕様内容についての協議	8 月 22 日（金）	

8 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たす単体企業または設計共同企業体（以下「設計 J V」という。）であること。

(1) 単体企業

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に定める者に該当しない者であること。

イ 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成 23 年告示第 158 号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。

ウ 国税（法人にあっては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、個人にあ

っては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあつては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあつては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

カ 次の(ア)から(カ)までのいずれの場合にも該当しないこと。

(ア) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第 6 号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(ロ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

(ハ) 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(ニ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(ホ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ア)から(ニ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を法人として受けていること。

ク 平成 27 年 4 月 1 日から公告日前日までに 25m 以上のレーン長を有する屋内プール（公認でなくても可。レーン数は問わない）施設の新築、増築（増築部分にプールを含むものに限る）、改築の設計業務を元請け（設計 J V の代表構成員

としての実績またはPFI事業の構成員としての実績を含む)として受託し、完了した実績を有すること(日本国内の実績に限る)。なお、上記の設計業務の内、基本設計のみの業務および意思伝達業務のみの場合は除く。

ケ 配置予定技術者に関する要件

- (ア) 管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者および積算担当主任技術者を各1名配置すること。なお、電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者は兼ねることができる。また、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備主任技術者および積算担当主任技術者は協力事務所に所属する者を配置することができる。
- (イ) 管理技術者および意匠担当主任技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。
- (ロ) 管理技術者または意匠担当主任技術者のいずれかは本市との定期的な打ち合わせに必ず参加できること。
- (ハ) 構造担当主任技術者は構造設計一級建築士であること。
- (ニ) 電気設備担当主任技術者および機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士または建築設備士であること。
- (ホ) 積算担当主任技術者は公共工事の積算経験がある者であること。
- (ヘ) 参加申込時に(ア)に掲げる技術者の一覧を提出すること。

(2) 設計JV

ア 設計JVに関する要件

- (ア) 各構成員は本プロポーザルに参加する単体企業または他のJVの構成員でないこと。
- (イ) 各構成員は、その分担業務毎に担当(主任)技術者を配置するものとする。

イ すべての構成員に関する要件

- 8(1)アからキに掲げる条件を満たしていること。

ウ 代表構成員に関する要件

- (ア) 8(1)クに掲げる要件を満たしていること。
- (イ) その他構成員の出資比率を上回ること。
- (ロ) 管理技術者を配置すること。

エ 配置予定技術者に関する要件

- 8(1)ケに掲げる要件を満たしていること。なお、管理技術者は代表構成員の内から配置すること。

(3) 参加資格の確認基準日

上記(1)から(2)までの参加資格の確認基準日は公告日の前日とし、確認基準日以降、契約締結日までに参加資格を欠く事態に至った場合には失格とする。

9 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により、持参または電子メールのいずれかの方法で提出すること。

※1 電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。

※2 持参の場合は、開庁日の午前9時から午後4時45分までに持参すること。

※3 電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年5月21日(水) 午後4時45分まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目5番22号

守山市教育委員会事務局 教育総務課 施設係

電話 077-582-1140（直通） FAX 077-582-9441

電子メール kyoisomu@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和7年5月23日(金) 正午

10 参加表明書等の提出について

(1) 提出書類

本実施要領、仕様書および守山市財務規則（昭和39年規則第6号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。（発行後3か月以内・写し可）

ア 参加表明書兼誓約書（様式第2号）

イ 事務所の資格要件書（様式第3号）

ウ 業務実施体制（様式第4号）

エ 協力事務所確認書（様式第5号）

- オ 管理技術者・各主任技術者の経歴等（様式第 6 号）
- カ 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）（法人のみ）
- キ 身元証明書（個人のみ）
- ク 印鑑証明書
- ケ 直近年度の国税（法人税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（法人の場合）
- コ 直近年度の国税（所得税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（個人の場合）
 - ※ 1 国税に未納がないことを証する書類は、原則として「その 3 の 2」または「その 3 の 3」。「その 3」の場合、消費税および地方消費税のほかに、所得税または法人税の選択が必要。
 - ※ 2 市町村税の完納証明書は本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に未納がないことを証する書類。
 - ※ 3 市町村税の完納証明書の書式がない場合は、直近 1 年分の納税証明書を添付することとし、法人の場合は「法人市町村民税、固定資産税」、個人の場合は「市町村民税、固定資産税」に未納がないことがわかるものとする。
 - ※ 4 本店以外の支店等から参加する場合は、本店および支店等の両方の証明書を提出すること。
 - ※ 5 設計 J V により参加する場合は、すべての構成員の証明書を提出すること。
- サ 委任状（支店等と取引をする場合）
- シ 建築事務所登録の写し
 - ※ 設計 J V の場合はすべての構成員が提出すること。
- ス 共同企業体協定書の写し（単体企業による参加の場合は不要）
 - ※ 守山市入札参加資格登録業者は、カからサの書類は不要である。

(2) 提出期限

令和 7 年 5 月 28 日（水） 午後 4 時 45 分まで

(3) 提出方法

郵送（簡易書留郵便）、宅配便（信書については不可）または持参による提出とし、期限内に必着（分割提出可）のこと。なお、持参の場合は開庁日の午前 9 時から午後 4 時 45 分までに持参すること。

(4) 提出部数

アの提出書類は正本 1 部、副本 1 部（参加表明書兼誓約書も写し可）

イからスの提出書類は正本 1 部、副本 1 部（各書類毎に左上ステープラー綴じの上提出）

(5) 提出先

「9 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(6) 提出書類等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書 兼誓約書 (様式第 2 号)	・本プロポーザルに参加するものは、住所、商号または名称および代表役職名、氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。 ・設計 J V として参加する場合は、共同企業体名と代表構成員およびその他の構成員すべての住所、商号または名称および代表役職名、氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載する。 ・参加表明書兼誓約書の作成者の氏名、担当部署名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載する。
事務所の資格 要件書 (様式第 3 号)	・提出者の建築士事務所登録の状況を記載する。 ・設計 J V で応募する場合は、提出者欄に代表構成員の情報を記載する。 ・事務所が保有する 8 (1) クで示す実績について記載する。 ・実績が確認できる資料を添付する。 ・設計 J V としての業務実績（代表構成員としての実績に限る）については、協定書の写しを添付する。 ・P F I 事業としての実績については、発注者欄に事業主体および設計委託契約発注者を記載する。 ・欄が不足した場合は、適宜欄を追加して記載する。その場合はページが複数にわたってもよい。
業務実施体制 (様式第 4 号)	・管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者および積算担当主任技術者について、氏名、保有する資格、所属を記載する。なお、主任技術者とは管理技術者のもとで各分担業務における担当技術者を統括する役割を担うものをいう。 ・保有する資格は、前記 8 (1) ケに示す資格を記載する。 ・参加表明書兼誓約書等の提出者以外の協力事務所に所属するものを担当主任技術者とする場合には、その協力事務所について

	も記載する。 ・事務所および協力事務所の組織体制として、代表構成員、その他の構成員、協力事務所に所属する各分野簿各資格を保有する職員の人数を記載する。 ・協力事務所の職員数は（ ）内書きで記載する。
協力事務所 確認書 (様式第5号)	・本業務の一部を再委託する協力事務所の名称、所在地、代表者名、本設計業務にかかわる担当予定者数、協力を受ける業務内容等を記載する。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
各技術者の 経歴等 (様式第6号)	・管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者および積算担当主任技術者について各様式に記載する。 ・管理技術者は要件となっている一級建築士の資格に加え、その他保有する資格について記載し、証明できる書類の写しを添付する。また、実績について記載し、実績を証明できる書類の写しを添付する。記載する実績内容については、前記8(1)クを参照のこと。 ・意匠担当主任技術者は要件となっている一級建築士の資格について記載し、証明できる書類の写しを添付する。 ・構造担当主任技術者は要件となる構造設計一級建築士の資格について記載し、証明できる書類の写しを添付する。 ・電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者は要件となる建築設備士または設備設計一級建築士の資格について記載し、証明できる書類の写しを添付する。また、実績について記載し、実績を証明できる書類の写しを添付する。記載する実績内容については、前記8(1)クを参照のこと。 ・積算担当主任技術者は、公共工事の積算業務実績を記載し、実績を証明できる書類の写しを添付すること。記載する実績内容については8(1)ケを参照のこと。 ・過去に所属した事務所での実績も認めるため、記載する場合は、証明できる書類を提出すること。 ・欄が不足した場合は、適宜欄を追加して記載する。その場合はページが複数にわたってもよい。 ・その他、様式に記載の備考欄に従うこと。

(7) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和 7 年 5 月 30 日(金)頃を目処に書面で通知する。

(8) 参加辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式第 10 号)を「9 質問・回答 (3) 提出先」に提出すること。

11 技術提案書等提出期日および作成方法等

(1) 技術提案書等の提出方法

ア 提出方法

「10 参加表明書等の提出について (3) 提出方法」に同じ。

イ 提出書類

(ア) 技術提案提出書(様式第 7 号)

(イ) 特定テーマに対する技術提案書(様式第 8 号)

(ウ) 見積書(様式第 9 号)

ウ 提出部数

(ア)の提出書類は正本 1 部、副本 1 部

(イ)の提出書類は正本 1 部、副本 10 部(左上ステープラー綴じ)

(ウ)の提出書類は正本 1 部、副本 1 部

エ 提出期限

令和 7 年 7 月 30 日(水)午後 4 時 45 分まで

(2) 提出先

「9 質問・回答 (3) 提出先」に同じ。

(3) 技術提案を求めるテーマ(特定テーマ)

「添付資料 1 小中学校プール施設のあり方の方針について」、「添付資料 2 小中学校プール集約施設の建設候補地について」、「添付資料 3 配置図等」および「添付資料 4 想定授業スケジュール」を確認の上、以下のテーマについて提案すること。

ア 特定テーマ①：市民の健康づくりや仲間づくりへの配慮

子どもから高齢者まで多世代が利用し、世代の違いや障害の有無を超えた健康づくりや仲間づくりを行うことができるよう方策を提案すること。

イ 特定テーマ②：安全・安心かつ効率的な授業環境の実現

屋内温水プール施設において、小中学校授業の安全・安心かつ円滑な実施、プライバシーへの配慮、児童・生徒の入れ替えや部活動利用、および一般利用時の移動の円滑化に向けた方策を提案すること。

ウ 特定テーマ③：動線・施設配置計画

運動公園内における生徒・児童の送迎バスの動線や乗降場所、部活動利用時の自転車動線について、運動公園内の既存施設利用者およびジョギングやウォーキングコース利用者の安全性に十分配慮し、利便性、快適性、効率性を考慮した動線・施設配置の方策を提案すること。

エ 特定テーマ④：市民運動公園とのつながり

日々たくさんの子どもたちが利用する遊具エリアや樹木により心地よい木陰が形成されている林エリア、初夏になるとホタルが舞う親水エリアに隣接した立地を活かし、周辺エリアとのつながり方や施設（共用エリアや外部空間等）の利用方法を考慮することで、公園のにぎわいや機能を高める方策を提案すること。

オ 特定テーマ⑤：コストを抑える計画

昨今、あらゆるコストが上昇しているなか、予定工事費内で設計するためのコストコントロールの手法、また、市民サービスを低減させることなく、建物の省エネルギー化や長寿命化をはじめとした、ランニングコストを抑える方策について提案すること。

(4) 提案書等の作成および記載上の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
技術提案提出書 (様式第7号)	・技術提案書等を提出するものは、住所、商号または名称および代表役職名、氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。 ・設計J Vとして参加する場合は、設計J V名と代表構成員およびその他の構成員すべての住所、商号または名称および代表役職名、氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載する。 ・技術提案書等の作成者の氏名、担当部署名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載する。

特定テーマに対する技術提案書 (様式第 8 号)	・ 特定テーマ①から⑤までに対する技術提案について記載する。 ・ 概念図、概略プラン、内観・外観パース、図表、写真などを用いて提案する。ただし、詳細設計ではないこと。 ・ 記載できる枚数は A 1 版・横づかいで片面 2 枚までとする。 ・ 各テーマの記載配分、配置は任意とする。 ・ 正本は A 1 版 2 枚までにし、副本は A 3 版に縮小し片面印刷で提出する（綴込み不要）。 ・ 別途、提出書類の PDF データを保存した CD-R を 1 枚プレゼンテーション実施日に提出する。 ・ 様式については、一般公開することに留意する。また、事務局がわからないよう、事務所名やロゴなどの特定できる表現を記載しない。 ・ 技術提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。
見積書 (様式第 9 号)	・ 審査の結果、契約予定者に特定された場合は、本見積書に記載された見積額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約額となることから、本要領、「守山市建築設計業務共通仕様書」および「特記仕様書」を前提に、参加表明書および技術提案書等の内容を精査し、本設計業務に必要な額を見積もること。 <u>なお、見積金額については税抜き価格を記載すること。</u>

12 審査方法等について

(1) 審査委員会

ア 本業務に係る審査委員会として、(仮称) 守山市民運動公園屋内温水プール整備に係るプロポーザル審査委員会を設置する。

イ 委員（敬称略）

氏 名	所 属・役 職 等
平尾 和洋	立命館大学 理工学部 建築都市デザイン学科 教授
武田 重昭	大阪公立大学 大学院 農学研究科 准教授
藤松 典子	びわこ成蹊スポーツ大学 スポーツ学部 スポーツ学科 教授
川嶋 祥吾	守山市立守山小学校長 守山市小学校体育研究部会長
高倉 直子	守山市教育委員会 教育委員

(2) 審査（契約予定者等の特定）

ア 審査の方法

(ア) 技術提案書等を提出した者について、技術提案書等を特定するための評価基準に基づき、技術提案書等の提出書類、プレゼンテーションおよびヒアリングについて評価を行う。

(イ) 評価点の最も高かった者を契約予定者として特定した旨の通知を行うものとする。

イ 審査の評価基準

「添付資料 5 （仮称）市民運動公園屋内温水プール整備に係るプロポーザル評価基準」参照

ウ プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施

提案に関するプレゼンテーションおよびヒアリング審査を以下のとおり実施する。

(ア) 実施日時

令和 7 年 8 月 7 日（木）

(イ) 場所

守山市役所 3 階 31・32 会議室

(ウ) 説明時間：20 分以内（審査参加者数により短縮の可能性あり）

(エ) 質疑応答：10 分程度（内容により短縮・延長の可能性あり）

(オ) 出席者は、管理技術者および意匠担当主任技術者を含め 6 名以内とし、説明については管理技術者または意匠担当主任技術者が中心となって行うこと。

(カ) パソコンおよびプロジェクターを使用したプレゼンテーションとし、提出した副本を審査委員の手元資料とする。

(キ) 原則として技術提案書をもとにプレゼンテーションを行うものとするが、より分かりやすく説明するために補足的に技術提案書を加工してプレゼンテーション資料を作成することを認める。ただし、模型の持ち込み、動画の再生は禁止とする。

(ク) プレゼンテーション、ヒアリングおよび審査については非公開とする。

(ケ) プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。

(コ) 場所、日時、順番、その他プレゼンテーションで利用できる機器等の詳細については、参加資格通知時に別途通知する。

(3) 審査方法

ア 事前に定めた審査基準に基づき審査し、契約予定者および次順位契約予定者を選定する。

イ 書類審査およびプレゼンテーションならびにヒアリング審査を行うものとし

審査委員が各自評価、採点を行う。

ウ 業務実績、提案および価格の評価点（以下「評価点」という。）の合計が最低基準点（満点（100点×評価者数）の6割）以上となった参加事業者のうち、評価点が最も高いものを契約予定者として選定する。なお、応募が1事業者であった場合でも、評価点が評価基準点以上となる場合は契約予定者となる。

エ 審査員の評価点が同点の場合、技術提案を求めるテーマ（特定テーマ）に対する技術提案の評価点が高い方を上位の者とする。技術提案の評価点も同点の場合、くじにより決定するものとする。

オ 契約予定者が審査結果通知後に辞退した場合、または失格となった場合等、契約ができない場合は、次順位契約予定者が契約予定者となる。

13 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知日：令和7年8月14日（木）

14 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

(1) 契約予定者名および次順位契約予定者

(2) 参加事業者数

(3) 参加事業者の評価点（得点順）

※ 市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの契約予定者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

15 その他

(1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、「4 見積上限額」に掲げる金額を超過した場合

カ 確認基準日以降、契約締結日までに参加資格要件を欠く事態に至った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は契約予定者に選定された者が作成した技術提案書の内容を、無償で利用できるものとする。

(5) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

(6) 提出された書類は返却しない。また提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、技術提案書については匿名化し一般に公開する場合がある。

(7) 提出後の提出書類の差し替えおよび追加・削除は原則として認めないが、市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。また、参加表明書等に記載した技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格、経験を有する技術者であるものとし、発注者の承諾を得なければならない。

(8) 支払条件

基本設計、実施設計完了時において、完了届を受理した日から 10 日以内に検査を行い、検査合格後、請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。支

払額は「5 支払方法」による。

- (9) 設計者を選定後、発注者等との協議の上、具体的設計を進めるため、特定テーマに対する技術提案について、すべてが直接的に具体的設計に反映されるものではない。

16 問い合わせ先

守山市吉身二丁目5番22号

守山市教育委員会事務局 教育総務課 施設係

電話 077-582-1140（直通） FAX 077-582-9441

電子メール kyoisomu@city.moriyama.lg.jp